

(写)

目 監 第 2 2 6 号
令和5年7月21日

目黒区 A 様

目黒区監査委員 秋 丸 俊 彦
目黒区監査委員 大 坂 恭 子
目黒区監査委員 鈴 木 理 志
目黒区監査委員 田 添 麻 友

目黒区職員措置請求について（通知）

令和5年6月6日付けで受け付けました目黒区職員措置請求（住民監査請求）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

つきましては、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしましたので、通知します。

記

1 請求の要旨

本件措置請求は、目黒区●●に建設中の（仮称）法人B●●事業所について、障害者グループホームを建築・運営する側は地域住民に対し不安を払拭すべく最大限の努力をすべきであり、誠意をもって説明・説得を行い、地域住民との相互理解のもと互いに譲歩するところは譲歩して事業を進める必要があるところ、地域住民の要望・疑問に対し、これまで何ら誠意ある対応を行っておらず、本件事業に対する補助金の交付及び本件事業者に対する運営費等の助成は、本件事業の適性を見誤った不当な支出となる恐れがあることから建築事業に対する補助金交付の決定及びグループホーム援助都加算決定に関わった目黒区役所の職員及び組織の長である目黒区長に対し、再度、その適性を調査するよう求めるものである。

2 判断及び理由

(1) 住民監査請求の要件

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、当該団体に財産的損害を与え、又は当該行為がなされるのが相当の確実さをもって予測される場合に、監査委員に対し監査を求め、

当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

また、住民監査請求が適法となるためには、違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が具体的・客観的に示されていることが要件となるものである。

(2) 財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的・客観的に示されているか

住民監査請求が適法となるためには、先ず請求対象が財務会計上の行為に該当すること、さらに当該行為の違法性・不当性が具体的・客観的に示されていることが必要である。

本件請求中、財務会計上の行為に相当する主張と解されるのは、「①目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱に基づき法人Bの東京都目黒区●●における（仮称）「法人B●●事業所」建築事業に対する補助金交付及び②法人Bに対するグループホーム援助都加算決定」との箇所である。

目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱（平成31年1月25日付け目健障第5562号決定）（以下「区補助要綱」という。）第2条では、補助金の対象事業は、東京都が定める障害者通所施設等整備費補助要綱（以下「都補助要綱」という。）に基づく補助対象事業であり、区の計画に合致するもののうち、グループホーム等の整備事業である。ただし、都補助要綱に基づく補助金交付の見込みがない場合等は補助対象としない、と定めている。

また、グループホーム援助都加算決定とは、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領第4条の規定により、区が実施者として目黒区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱（平成28年3月3日付け目健障第6815号決定）（以下「区支援要綱」という。）に基づき実施する、運営費の助成等と解される。当該助成は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項等に基づき、障害福祉サービス等の提供をした場合の対価として事業者を支払われる全国一律の国の報酬に加えて支給する「加算」であり、加算は原則として国の報酬が算定されている日に区支援要綱に基づき算定できることとなっている。

請求人は、「駐車場、駐輪場、車寄せの設置の要望」、「屋上設置予定の冷暖房機室外機26台の排気・騒音対策の要望」、「施設側面の私道権利者に対する承諾手続きの欠落」等の要望・疑問があるにもかかわらず、本件事業所の建築主・運営者が誠意ある対応を行っていないとしているが、これらの事項は、区補助要綱に基づく補助金の交付、区支援要綱によるグループホーム援助都加算に関して、違法・不当となる具体的・客観的な理由を摘示しているとは認められない。

また、請求人は、本件請求において、当該補助金及び運営費等の交付が区に具体的に財産上の損害を与え、又は与えるおそれがあることを摘示していない。

なお、本件請求において措置請求に当たると解される箇所は、「目黒区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱に基づき法人Bの（仮称）●●事業所」建築事業に対する補助金交付の決定及び法人Bに対するグループホーム援助都加算決定につき、再度、その適性を調査されるよう本申請を行う」であるが、これらはいずれも法第242条第1項の規定に基づく違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって生じる区の損害を回復させるための措置であるとはいえない。

以上のとおり、請求人のいずれの主張も、法第242条第1項の規定に基づく違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、それらの行為・怠る事実の違法性・不当性についても具体的かつ客観的に摘示していない。また、請求書において、区が被ったとする損害を補填する必要があることを具体的・客観的に摘示していない。

したがって、本件請求は、違法・不当な財務会計上の行為等を対象とする住民監査請求の対象とはならないものである。

以上により、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の適法性を欠くものであり、これを却下する。

以 上